

令和7年6月6日

各専門部会等 令和6・7年度 活動報告・計画書資料

1 くらし部会

令和6年活動報告書 1ページ

令和7年活動計画書 2ページ

2 こども部会

令和6年活動報告書 3ページ

令和7年活動計画書 4ページ

3 はたらく部会

令和6年活動報告書 5~6ページ

令和7年活動計画書 7ページ

4 精神医療部会

令和6年活動報告書 8~9ページ

令和7年活動計画書 10ページ

5 権利擁護部会

令和6年活動報告書 11~12ページ

令和7年活動計画書 13ページ

6 足立区地域自立支援協議会セミナー 14~15ページ

7 相談支援部会

令和6年活動報告書 16~19ページ

令和7年活動計画書 20ページ

8 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議 21~22ページ

令和7年2月20日

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 くらし部会活動報告書

＜部会の目的＞

区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。

＜今期及び今年度の重点課題＞

1 高齢化の課題

高齢化（障がいのある方・ご家族・介助者・事業所の職員等）の課題について様々な面から現状を把握し、対策の共有・検討を行う。

2 事業所等への情報提供

区内障がいサービスに関する情報等の提供。

＜重点課題に対する取り組み＞

1 第1回 7月9日（火）午後2時から

（1）高齢化の課題について

（2）人材面の課題について

2 第2回 10月1日（火）午後2時から

（1）介助者負担の軽減ツールの体験

（2）障がい福祉特有のサービスの課題について

（3）緊急時の対応について

（4）医療的ケアについて

（5）障がい福祉報酬改定について

3 第3回 1月28日（火）午後2時から

（1）「足立区障がい者計画」の概要説明

　障がい福祉課 障がい施策推進担当 佐々木係長

（2）障がい者福祉計画「くらし部会」に関する施策の情報交換

～次期くらし部会に向けて～

＜次年度の取り組み＞

引き続き、足立区障がい者計画からくらし部会に関する施策について情報交換を行い、課題や現状の取り組みを関係機関と共有や連携を図っていく。

令和7年6月6日

令和7年度 足立区地域自立支援協議会 くらし部会活動計画書（案）

＜部会の目的＞

区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。

＜今年度の重点課題＞

- 1 障がい福祉計画「くらし部会」に関する施策の情報交換。
 - (1) 障がい福祉サービス等のサービス見込み量及び確保の方策
 - (2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
 - (3) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み
 - (4) 就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
 - (5) 相談支援体制の強化と、重度化・高齢化を見据えた拠点の充実
 - (6) 障がい者の住まいについて
 - (7) その他関連項目

2 事業所等への情報提供

区内障がいサービスに関連する情報等の提供。

＜開催予定＞

- 1 第1回 7月15日（火）14：00～16：00
- 2 第2回 10月21日（火）14：00～16：00
- 3 第3回 1月20日（火）14：00～16：00

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 こども部会活動報告書

<部会の目的>

さまざまな立場から子どもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。

<今期及び令和6年度の重点課題>

- (1) 各機関の活動内容等について情報共有し、「横の連携」をテーマに、顔の見えるつながりについて検討していく。
- (2) 部会の会場を委員の所属機関で実施することで施設を理解し、より深い議論につなげていく。

<重点課題に対する取り組み>

- (1) 第1回 6月25日(火) 14時から16時(開催場所 障がい福祉センターあしすと)
前半は、小谷部会長より部会の目的や重点課題についての説明があり、参加委員間で共有した。自己紹介を交えながら、各委員より目的や重点課題に沿った現状の課題等の発表を行った。福祉まるごと相談課や新規に開設する児童発達支援センター、こども支援センターげんき館内で運営をスタートしたペアレントメンターについての情報交換も行った。
- (2) 第2回 10月3日(木) 14時から16時(開催場所 東京未来大学)
協議時間外にランチミーティング・施設見学会を実施した。第4回日本小児リハビリテーション医学会学術集会“誰ひとり取り残さない未来のために”についての報告を交え、不登校やヤングケアラーについての話題を取り上げ、話し合った。
- (3) 第3回 (開催場所 東京都立花畠学園)
令和7年2月27日実施予定。

<次期にむけて>

第3回こども部会で検討

令和7年6月6日

令和7年度 足立区地域自立支援協議会 こども部会活動計画書(案)

<部会の目的>

さまざまな立場から子どもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。

<今期及び令和7年度の重点課題>

- (1) 昨年度に引き続き「横の連携」をテーマに、部会の会場を区内の関係機関等で実施することで施設を理解する機会とし、より深い議論につなげていく。
- (2) 子ども・若者の意見を聞く機会を設定し、今後の協議内容に反映させていく。

<今後の予定>

- (1) 第1回 7月 1日（火）会場 障がい福祉センター5階 ホール
今年度のテーマである「横断的な連携」について、各機関の現状と課題について話し合う。
第2回に実施する、子ども・若者の意見を聞く機会について、具体的な内容や実施方法等について、協議する。
- (2) 第2回 10月（予定）会場 東京未来大学
障がいのある子どもや若者への支援について、当事者や関係者の意見を聞く。
- (3) 第3回 未定 会場 未定
第2回の意見聴取をもとに話し合いを深め、今期のまとめとする。

令和7年2月20日

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 はたらく部会活動報告書

＜部会の目的＞

障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。

＜今期及び今年度の重点課題＞

働き方の多様化や法改正といった外的環境の変化に伴い、働くことを希望する障がいのある人や雇用を検討する事業主に対して、適切な情報提供や支援が行えるよう、情報の共有及び整理を行う。また、障がいのある人の就労支援を行う関係者全体の支援の質の向上を目指し、具体的な取り組みを進める。

＜重点課題に対する取り組み＞

(1) 第1回 7月30日(火)

障害者雇用促進法及び障害者総合支援法の法改正により、実践現場で生じている影響や環境の変化について委員に事前アンケートを行い、①障がい者本人が自己理解を深め自己選択して行けるよう取り組んでいること、②障がい者雇用が企業の人材不足の解消につながるよう、企業に伝えていきたいこと、③障がい者就労を拡大させていく仕組み、などについて部会で意見交換を行った。

(2) 第2回 10月22日(火)

法定雇用率に向上により、雇用率達成のための雇用が広がってきており、エージェントや雇用代行ビジネスなど民間サービスは多くの情報発信を行っているが、公的サービスの情報は企業に届いていない。今後さらに増加するであろう雇用ニーズと人材不足という企業の共通課題に障害者雇用で解決を図り質の高い支援ができるよう、企業向けリーフレットを作成することとし、盛り込む内容について協議した。

(3) 第3回 1月21日(火)

企業向け情報発信用リーフレットのたたき台を元に、具体的にどのようなリーフレットについて協議した。

令和7年10月から始まる「就労選択支援」の情報共有と、あり方や視点などについて協議した。

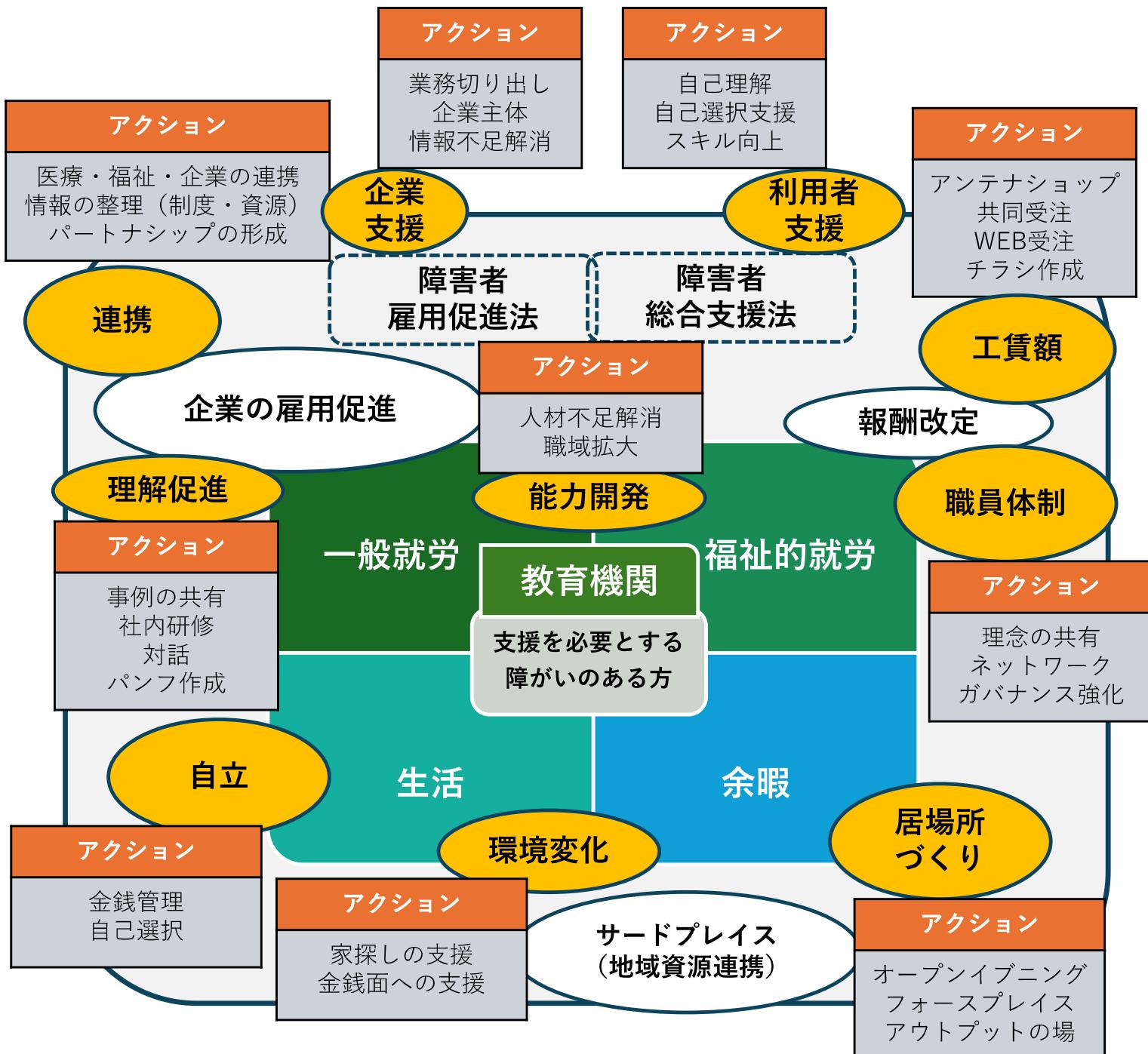
＜次年度の取り組み＞

引き続き、企業向け情報発信用リーフレットの作成を進める。

次年度の部会も今年度同様、3回実施する。

はたらく部会のテーマ

障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する



外的環境の変化も踏まえた地域でできる具体的なアクションメモ

令和7年6月6日

令和7年度 足立区地域自立支援協議会 はたらく部会活動計画書(案)

<部会の目的>

障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。

<今期及び今年度の重点課題>

働き方の多様化や法改正といった外的環境の変化に伴い、働くことを希望する障がいのある人や雇用を検討する事業主に対して、適切な情報提供や支援が行えるよう、情報の共有及び整理を行う。また、障がいのある人の就労支援を行う関係者全体の支援の質の向上を目指し、具体的な取り組みを進める。

<今後の予定>

上記の課題について、情報の共有や協議を行う。

引き続き、企業向け情報発信用リーフレットの作成を進める。

第1回 7月 8日 (火) 15：00～17：00 あしすと5階ホール

第2回 10月 7日 (火) 15：00～17：00 あしすと5階ホール

第3回 12月 23日 (火) 15：00～17：00 あしすと5階ホール

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 精神医療部会活動報告書

<部会の目的>

精神障がい者の支援に関する連携及び調整

<今期及び今年度の重点課題>

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」（にも包括）に向けた協議及び情報共有

<重点課題に対する取り組み>

1 実施日

第1回精神医療部会 令和6年7月29日（月）

第2回精神医療部会 令和6年12月19日（木）

2 内容

ワーキンググループでの活動内容を報告し、今後の活動について検討

令和5年度から精神障がい者が地域で生活ができるよう、生活基盤の整備及び支援体制の構築を図るため、長期入院者への調査を開始している。令和6年度は、令和5年度に行った個別状況調査の結果を踏まえ、入院患者へ対面での個別ヒアリングを行った。また、福祉部のみならず住宅課等の関係する所属へ協力依頼を行い、退院後に地域で精神障がい者を支援する体制について、現在の課題を挙げた。

精神医療部会では、対面調査についての意見や、精神障がい者を取り巻く環境や課題等、意見交換をした。

3 ワーキンググループについて

(1) 活動状況

回数	開催日時・場所	参加者数	内容
1	5月30日（木） 9時～11時30分	20名	・長期入院者書面調査結果と今後の取り組みについて ・精神障がい者の住まいに関する課題について
2	6月25日（火） 9時～11時	20名	・精神障がい者の住宅受入れの課題について ・他区の障がい者に対する住居確保支援について
3	8月9日（金） 9時～11時	18名	・訪問調査の対象者選定 ・調査項目、調査員、調査方法決定
訪問 調査	8月27日（火） 10時～11時	13名 調査員のみ	・聞き取り調査時の注意事項について確認 ・聞き取りマニュアルを作成
	9月 計11回	13名	・4病院53人の長期入院者に訪問調査
4	10月29日（火） 9時～11時	18名	・訪問調査結果について共有と課題検討
5	11月28日（木） 9時～10時45分	20名	・令和7年度のワーキンググループの取り組みについて

(2) 長期入院者個別ヒアリングの結果について

書面では分からなかった長期入院者の課題が見えた。

- ・ご本人の退院に対する不安が大きい
- ・入院生活では、退院後の生活能力の把握がしづらいこと
- ・身体面での問題

等

<次年度の取り組み>

長期入院者への個別調査で明らかになった課題を踏まえ、ピアサポーターの活用やショートステイ事業の検討等、引き続き地域移行や地域課題等の解決に向けた取り組みについて協議していく。

令和 7 年 6 月 6 日

令和 7 年度 足立区地域自立支援協議会 精神医療部会活動計画書（案）

＜部会の目的＞

精神障がい者の支援に関する連携及び調整

＜今期及び今年度の重点課題＞

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」（にも包括）に向けた協議及び情報共有

＜今後の予定＞

精神障がい者が地域で生活ができるよう、生活基盤の整備及び支援体制の構築を図るため、令和 5 年度と令和 6 年度は、長期入院者の実態調査を行った。今年度は、長期入院者調査の結果を基に、長期入院者の地域移行の促進に向け、必要な支援体制を検討し、事業化に向けて方向性をつけていく。

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動報告書

＜部会の目的＞

「地域における障がい者の権利擁護に関する連携と調整」を目的に、障がい者の権利擁護支援に関する事例や事案について、関係者と情報を共有する。また、障害者差別解消支援地域協議会の機能を兼ね、差別の解消や合理的配慮について協議する。

成年後見制度等の権利擁護支援の促進、障がい者の虐待防止と早期発見のための連携体制の構築を目指す。

＜今期及び今年度の重点課題＞

(1) 障がいのある方の権利に関する現状の把握と今後の計画

権利擁護支援は多岐にわたる。意思決定支援等障がいのある方のニーズの実現、権利侵害等の現状を把握するとともに、権利擁護に関する施策の動向やトピック、各団体、事業所、区の現状や課題、計画などを共有し、情報を整理する。

(2) 障がい者の差別の解消及び合理的配慮について

「障害者差別解消法」の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化された。この提供に向けて、障がい特性への理解を深める取り組みや効果的な相談体制の在り方を検討する。

(3) 成年後見制度・権利擁護支援の促進について

中核機関による事業所職員向けの講座の取り組みにより、実際、制度利用に結び付いた事例等を取り上げ、取り組みの現状と課題、今後について検討する。

＜重点課題に対する取り組み＞

(1) 第1回 7月31日(水)

障がいのある方の権利に係る現状と課題、計画について各委員から意見を伺い情報を4点（「差別解消・合理的配慮」「意思決定支援」「成年後見制度と権利擁護支援」「虐待防止」）の大きな枠組みに整理した。

(2) 第2回 11月19日(火)

「差別解消・合理的配慮」について区から相談事例を共有し、区の相談体制や障害者差別解消法の周知・PRについて各委員から意見を伺った。

(3) 第3回 2月5日(水)

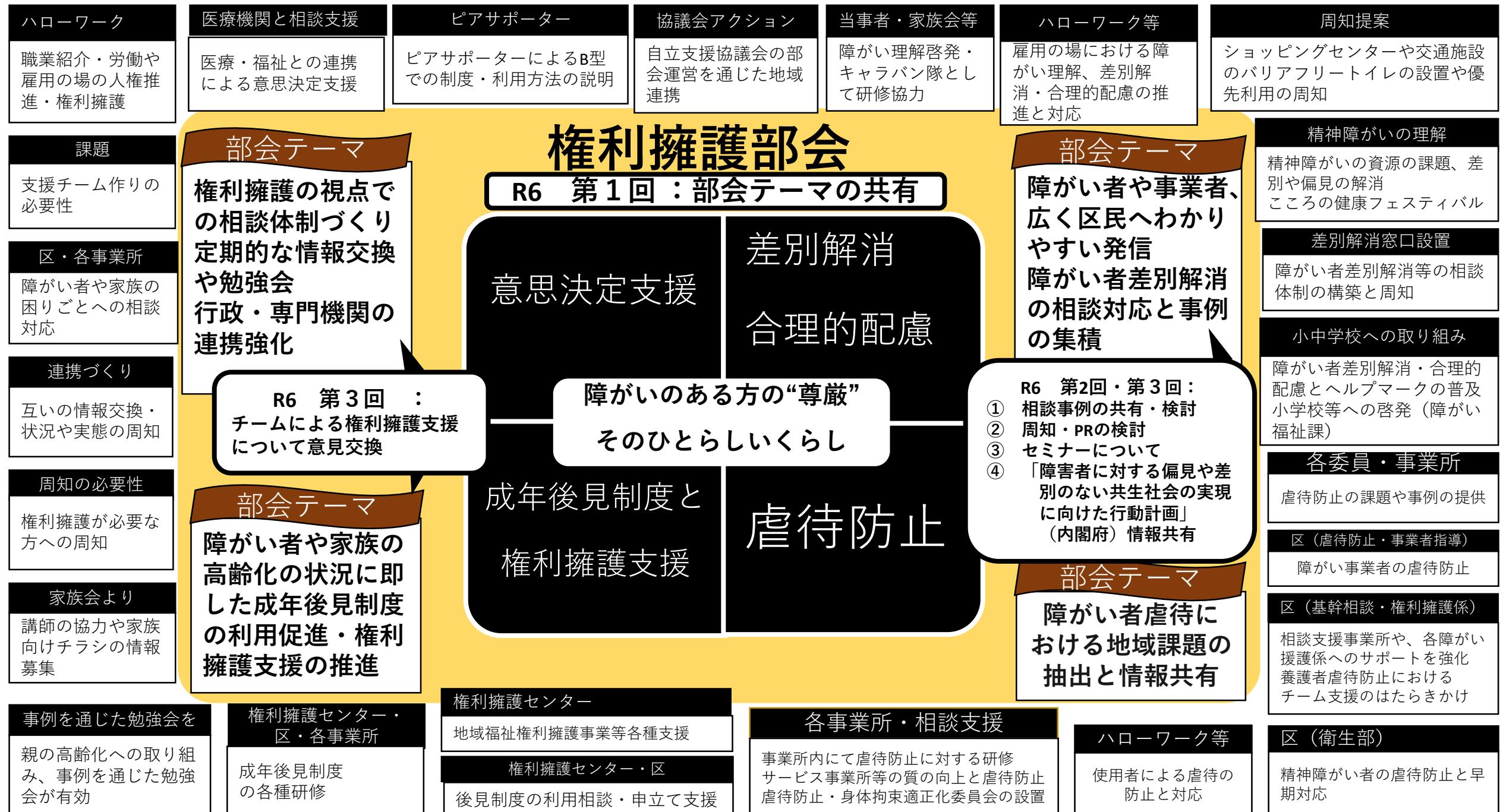
「意思決定支援・成年後見制度と権利擁護支援」におけるチームによる権利擁護支援について、それぞれ各委員の立場の視点から意見を伺い共有した。

(4) 足立区地域自立支援協議会セミナー

部会での意見を踏まえ、「障がい者の差別解消と合理的配慮」および「総合的に学ぶ意思決定支援」をテーマにセミナーが実施され、一部の部会員も参加した。

＜次年度にむけて＞

12月に政府から、『障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画』が発表された。こうした動向を踏まえ、課題の解決に向けた取り組みを継続していく。また、他の部会とも連携し、協力しながら進めていきたい。



令和7年度 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動計画書（案）

＜部会の目的＞

「地域における障がい者の権利擁護に関する連携と調整」を目的に、障がい者の権利擁護支援に関する事例や事案について、関係者と情報を共有する。また、障害者差別解消支援地域協議会の機能を兼ね、差別の解消や合理的配慮について協議する。

成年後見制度等の権利擁護支援の促進、障がい者の虐待防止と早期発見のための連携体制の構築を目指す。

＜今期及び今年度の重点課題＞

（1）障がいのある方の権利に関する現状の把握と今後の計画

権利擁護支援は多岐にわたる。意思決定支援等障がいのある方のニーズの実現、権利侵害等の現状を把握するとともに、権利擁護に関する施策の動向やトピック、各団体、事業所、区の現状や課題、計画などを共有し、情報を整理する。

（2）障がい者の差別の解消及び合理的配慮について

「障害者差別解消法」の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化された。この提供に向けて、障がい特性への理解を深める取り組みや効果的な相談体制の在り方を検討する。

（3）成年後見制度・権利擁護支援の促進について

中核機関による事業所職員向けの講座の取り組みにより、実際、制度利用に結び付いた事例等を取り上げ、取り組みの現状と課題、今後について検討する。

（4）障がい者の虐待防止と早期発見のための連携体制の構築について

事業者虐待・養護者虐待の現状や課題、虐待防止及び早期発見のための取り組み、養護者支援の実施について事例を交えながら検討する。

＜今後の予定＞

第1回 令和7年7月16日 「虐待防止と早期発見のための連携体制の構築について」
昨年度の第1回目に、障がいのある方の権利に係る現状と課題、計画について各委員から意見や情報を伺い、「差別解消・合理的配慮」、「意思決定支援」、「成年後見制度と権利擁護支援」、「虐待防止」の4つの枠組みに整理した。昨年度取り上げられなかった「虐待防止」について養護者支援を含め事例を交えながら検討する。

※ 4月21日に開設された「すこやかプラザあだち」（成年後見センターあだち等複数の機関が入った複合施設）を会場とする。

第2回 日程未定 4つの枠組みについて事例を通じた課題について協議を深める

第3回 日程未定 今期のまとめ

令和6年度足立区地域自立支援協議会セミナー

(相談支援事業所ネットワーク共催)

障がい者差別解消・権利擁護セミナー実施報告

第1弾 12月16日

「障がい者の差別解消と“合理的配慮”を考える」

講師 関哉 直人 弁護士

障がい者の差別解消と “合理的配慮”を考える

今年4月から施行された障害者差別解消法の改正により、民間事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されました。このセミナーでは、障がいのある方の権利と尊厳について学びなおすとともに、「共生社会」の実現に向けて、地域での障がい者と事業者等との対話のあり方、障がい者に身近に接している支援者等の心構えや対応について考えます。

ぜひご参加ください。



講師 関哉法律事務所 弁護士 関哉 直人 氏

【講師プロフィール】

名古屋大学法学部卒業後、2001年に弁護士登録。

2016年から、東京都障害者差別解消支援地域協議会委員として、東京都障害者差別解消条例の制定に参画、2018年から2023年、日弁連障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会部会長を務める等、さまざまな業務や活動を通して、障がい者の権利擁護に関する活動に尽力されている。著書に、「精神保健福祉の法律相談ハンドブック」(新日本法規出版・共著)、「今日からできる障害者雇用」(弘文堂・共編著)、「Q&A障害者差別解消法」(生活書院・共著)等。

参加者の声(アンケート結果抜粋)

- ・対話をしていたつもりでも、自分の意見を押し付けていたのではないかと振り返る機会になった。
- ・「合理的配慮」と「わがまま」の線引きが難しいと感じていたが、対話が大事であると学ぶことができた。
- ・合理的配慮と環境整備のつながりを知ることができた。
- ・「尊厳のはひふへほ」を事業所でも伝えていこうと思った。



は はやく

ひとりにしない

ふ フィルターに注意

へ 変化に対応

ほ 本人中心

参加者 37名 (※ 協議会委員含む)

(内訳) 相談支援従事者 16名、

地域包括支援センター 2名

学校関係者 2名、障がい者支援団体 2名

民生委員・人権推進委員等 2名 区職員 13名

第2弾 1月7日「総合的に学ぶ“意志決定支援”」講師 水島 俊彦 弁護士

総合的に学ぶ “意思決定支援”

障がいや認知症により、一人で物事をうまく決められない方と共に歩み、考え、ご本人の意思を尊重した明るい未来を築いていく「意思決定支援」。だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人に関わる人です。意思そのものがもつ難しさ、正解がない難しさ、いろいろな人が関わる難しさ、そんな「意思決定支援」を総合的に学びます。

ぜひご参加ください。

講師 日本司法支援センター 弁護士 水島 俊彦 氏

【講師プロフィール】



2008年12月司法修習終了後、法テラス常勤弁護士として勤務開始。2010年1月から2013年10月まで法テラス佐渡法律事務所に赴任。業務を通じて成年後見人のなり手不足の問題に直面し、佐渡市や新潟県内各地で成年後見PTを立上げ、法人後見の設立、成年後見制度利用支援事業の拡充、市民後見人の育成等に携わった。2014年7月から1年間英国エセックス大学ヒューマンライツセンターの客員研究員、2015年11月から法テラス八戸法律事務所、2018年3月から法テラス埼玉法律事務所に赴任し、2021年3月から法テラス本部で各課室の部付等として活動中。著書として、名川勝・水島俊彦・菊本圭一=編著「事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック」中央法規(2019.12)他。

※ 参考 セミナーで使用した動画

【動画で学ぶ意思決定支援】

<https://sdm-japan.net/what-you-can-do/practice/video>

【豊田市 意思決定支援フォロワー】

<https://www.city.toyota.aichi.jp/toyotanow/2000015/2000551.html>



参加者の声(アンケート結果抜粋)

- ・“支援者メガネ”を外して、本人中心の意思決定支援ができるようにしていきたいと思った。
- ・多種多様なケースを想像しながら学ぶことができた。
- ・映像を使用したディスカッションで、色々な方の意見をうかがうことができて良かった。
- ・ホワイトボードの活用や役割分担等の工夫について、日頃の業務に取り入れるべきことがたくさんあった。
- ・今までの支援の中で、本人の決定を代行してしまうような場面があったように思い、意思決定支援とは何かを考えるきっかけになった。

参加者内訳 45名(※ 協議会委員含む)

(内訳)
相談支援従事者 19名 障がい者施設従事者 8名
就労支援従事者 5名
民生委員・人権推進委員等 1名
社会福祉協議会 1名 区職員 11名

“足立区地域自立支援協議会セミナー “は協議会・各専門部会等の活動を通じて企画・実施するセミナーです。
企画についてのご意見・ご要望については、障がい援護課基幹相談・権利擁護係にお寄せください。

令和7年2月20日

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 相談支援部会活動報告書

＜部会の目的＞

障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。

＜今期及び今年度の重点課題＞

- (1) 相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。
- (2) 相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。
- (3) 相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。

＜重点課題に対する取り組み＞

(1) 実施日

第1回 令和6年7月11日(木) 10時から12時

相談支援部会の昨年度までの経過について

足立区における重層的支援体制について

第2回 令和6年8月28日(水) 14時から16時

相談支援従事者の資質向上の取り組みについて

第3回 令和7年1月15日(水) 14時から16時

相談支援従事者の資質向上の取り組みについて

(2) 重点課題に対する取り組み

別紙1

＜次年度の取り組み＞

今期及び今年度の重点課題の協議の継続

- (1) 充実した相談支援体制について協議を継続し、相談支援専門員の資質向上、人材育成の仕組みづくりに向けた検討をおこなう。
- (2) モニタリング結果の検証の内容を、部会内で様々な視点と意見を基にして作り上げる。

相談支援部会活動報告書 別紙1

【第1回協議内容】

前年度までの活動について課題と成果について共有を行った。

① IT化

携帯端末を活用したツール（アプリ）の利用とデジタル情報系ツール（地域資源マップ）の活用について昨年度検討内容の報告を行った。

障がい福祉課より、これまで積み上げた内容について、引き続き活用を検討していくとの説明を受けた。

② つながりやすい相談窓口について

今年度新設された福祉まるごと相談課から、足立区の重層的支援体制について説明の機会を設け共有した。今期より福祉まるごと相談課が委員に加わり、より厚みのある相談支援部会とした。

③ 基幹相談支援センターモードについて

今年度から障がい援護課基幹相談・権利擁護係を新設し、二カ所体制となったためそれぞれの役割等について報告を行った。

【第2回、第3回協議内容】

相談支援従事者の資質向上の取り組みについて検討を行った。

① 第2回部会協議内容

相談支援従事者の中でも相談支援専門員の役割が強化されていく中で、相談支援専門員の資質向上が重要な課題であることを共有した。あわせてやりがいを持って支援を継続していくための支援も必要なことから、評価や指導的視点ではないサポートティブな仕組となるモニタリング結果の検証の指標づくりを相談支援部会で検討し具現化していくことを確認した。

② ワーキンググループによる取り組み

第2回実施後ワーキンググループによる「モニタリング検証の手法と検討のための事業所訪問」（別紙2）を4回実施し、検討のための素材集めを行った。

③ 第3回部会協議内容

「モニタリング結果の検証の手法と検討のための事業所訪問」の報告と指標となる「振り返りシート」（別紙3）の内容について説明を行い、足立区版の「モニタリング結果の検証」の内容について検討を行った。引き続き部会内で様々な視点と意見を基にして作り上げることを確認した。

足立区が行う「モニタリング結果の検証」の手法の検討のための取り組みの経過

R5年度	R6年度 事業所訪問（事例提供者の事業所を訪問し、主任相談支援専門員によるSVを通して個別事例の相談支援を振り返る）				
ケース点検（書面上の点検） 自立生活支援室で支援している事例の計画書およびモニタリング報告書を使用し、各主任相談支援専門員が評価表とアドバイスシートへ記入する形で検証を試行した。 ・点数付けや、受け取る側を意識した文章の作成が難しく、かなりの時間を要した。 ・点数化する評価ではなく、相談員自身の気づきの参考としてもらえる内容にしたい。 ・指導ではなく互いに質の向上を目指していく機会だと捉えている。 ・"評価表"等を一つのツールとして上手く活用することが大切。検証することだけではなく育成につなげていけると良い。▣ ・"検証"は、サポートティブなかかわりを重視する（行政による「指導」「点検」とは違う）などの意見があがった。					
	第1回 10月28日（月）	第2回 11月1日（金）	第3回 12月23日（月）	第4回 12月25日（水）	
参加者	事例提供者及び事業所職員 3名 主任相談支援専門員 1名 基幹相談支援センター 3名	事例提供者 1名 主任相談支援専門員 1名 基幹相談支援センター 3名	事例提供者 1名 主任相談支援専門員 1名 基幹相談支援センター 3名	事例提供者 1名 主任相談支援専門員 1名 基幹相談支援センター 2名	
ケースの概要	知的障がい 女性 単身	知的障がい 女性 単身	身体障がい 医ケアあり 児童	精神障がい 女性 単身	
実施内容	相談員の気づきを促し、支援を振り返る。 (都の研修の手法に沿った方法)	個別ケースについてともに振り返る。	個別ケースについてふりかえりシートをもとにともに振り返る。進行役を配置。	個別ケースについてふりかえりシートをもとにともに振り返る。基幹も話し合いに参加。	
意見	・基礎情報の準備は厚労省から示されているサービス利用支援・継続サービス利用支援の標準様式、別紙1「申請者の現状（基本情報）」が良かった。 ・最終的に紙面でのお土産が貰えると良い。 ・書記役がホワイトボードに整理するとわかりやすいし、事例提供者の緊張が和らぐのではないか。(参加者として、事例提供者とSVだけでなく、事例提供者の事業所の職員、進行役、書記などが必要になる。人数が多いと場所の確保も難しい。) ・訪問されるよりも別の場所で行うほうが指導的な印象を軽減できるのでは？ ・SVはみんな受けたいのではないか。 ・主任が訪問してくれるのは小さい事業所にとっては力になることだけれども、効果的なSVを受けるのは訪問される側の力量も必要を感じる。 ・相談員をエンパワメントできる取り組みになると良い。 ・主任相談支援専門員は都の研修でもスーパーバイズを担っているため、都の研修の手法に沿ったやり方は主任相談支援専門員であれば対応可能な手法である。	・主任相談支援専門員が一人で対応することの不安や負担の軽減として、SVを複数で行ってみてはどうか。 ・枠組みがあるとやりやすいのでは。 ・事業所訪問される側にメリットになるお土産があると良い。 ・サービス利用計画に記載していない理由や思い等を汲める場があると良い。 ・相談支援専門員をエンパワメントできる取り組みになると良い。	・事例提供者に表明してもらうこと（ふりかえりシートに沿った振り返り）が大事だと感じた。 ・参加人数は少ないほうがいいが、事例提供者とSVの他に、進行役と記録がいるといい。 ・進行役と記録がどのくらい発言のが良いかは時間設定による。何人が話すかや持ち時間について共通理解できていると良い。 ・ふりかえりシートの項目はわかりやすかった。 ・SVをする立場からすると、ふりかえりシートを用いることを意識して書類の読み込みを行うので、より読み込みに時間を要した。 ・あるべきことのチェックというだけでなく、区の様々な取り組みを通して支援力を向上できると良い。 ・ふりかえりシートにセルフチェック欄もあると良い。	・支援の経過を複数の目で振り返る機会があるのは良い。 ・あえてサービス利用計画書に書かないことが本人への配慮や支援になっていることが多い。文字にできない部分を汲んでもらえるのは良い。 ・ふりかえりシートはわかりやすく、自身の支援を振り返るのにはとても良かった。 ・区の職員が加わり、一緒にすすめられる形は良いと思う。 ・特に準備するものが必要ないのも負担がなく良かった。 ・相談支援事業所ネットワークなどで繋がりがあると安心して参加できる。 ・同じような利用者の方を対応した経験があると、苦労しているポイントや細かな制度の内容などについて相談することができ、事業所訪問される側にとって満足度が高い。	
次回に向けて	・親しみやすいネーミングだと良い。 ・第3・4回でふりかえりシートを導入してみる。	・第3回では進行役を設ける。 ・第4回では複数体制で対応し、困りごとを共有する時間も確保する。 ・サービス利用計画に記載していない理由や思い等もふりかえりシートで汲める工夫をする。			

【令和6年度の課題】

相談支援専門員の資質向上に向けて、やりがいを持って支援を継続していくための、評価や指導的視点ではないサポートティブな仕組みづくりや、足立区版モニタリング結果の検証の指標となるものの作成を検討する。

そのための手法として、主任相談支援専門員が事業所を訪問し、対面でスーパーバイズする中で、素材集めを行うことから始める。



振り返りシート記入例

視点・チェックポイント・様式確認箇所		セルフチェック	ふりかえり内容(相談員・主任・基幹職員)	基幹相談センターチェック項目
1 エンパワメント、アドボカシーの視点			<p>(相談員) 前回者からの引き継ぎをふまえながら、良い部分を真似て書くようしている。 本人の御用聞きだけの役割にならないように、本当のニーズを探りながら作成している。</p> <p>(主任・基幹職員) 本人のストレングスをすばり書いてしまうと、本人としては出来ないことをわかってもらえていないと感じ、反感をかってしまうことがある。そういった本人の感情の動きを理解・予測し、前向きな表記でかけていると思う。 表記の仕方に、本人の疾患的な配慮がされている。 ヘルパーと行う家事については、やってもらうではなく本人の力を引き出す配慮がしっかり考えていることが聞き取りからも理解できた。</p>	記入例 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 書面の中に視点が記載され意識されている <input type="checkbox"/> 記載されていないが理由があり、視点は意識されている <input type="checkbox"/> 今回の話し合いの中で視点が意識されているが書面に記載されていない <input type="checkbox"/> 振り返ることで視点の意識化を共有できた <input type="checkbox"/> その他
2 総合的な生活支援の視点			<p>(相談員) 医療機関や別世帯の家族を含めた支援の全体像がある。 家族関係に課題のある場合は、全てを文章にはできていない。</p> <p>(主任・基幹職員) 本人の支援の全体像はしっかりと捉えられている。 家族も本人の支援・資源ではある。家族がいることは強みだと思われるが、家族の苦労にも配慮しながら一緒に支援出来るようになるとよい。 記載がない点についても、あえて文書化していない理由も十分に理解できた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 書面の中に視点が記載され意識されている <input checked="" type="checkbox"/> 記載されていないが理由があり、視点は意識されている <input type="checkbox"/> 今回の話し合いの中で視点が意識されているが書面に記載されていない <input type="checkbox"/> 振り返ることで視点の意識化を共有できた <input type="checkbox"/> その他
3 連携・チーム支援の視点			<p>(相談員) 医療機関・ヘルパー事業所・保健センター等とは情報共有できている。 訪問看護が軸になっており、受診・服薬等の支援もできているため記載できている。</p> <p>(主任・基幹職員) 複数の医療機関との連携は難しいと思うが、服薬を含めた支援が組み立てられている。 ヘルパー事業所も、本人への対応をよく理解して対応してくれおり、良いチーム支援ができていることがわかる。 役割の整理もよくできていると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 書面の中に視点が記載され意識されている <input type="checkbox"/> 記載されていないが理由があり、視点は意識されている <input type="checkbox"/> 今回の話し合いの中で視点が意識されているが書面に記載されていない <input type="checkbox"/> 振り返ることで視点の意識化を共有できた <input type="checkbox"/> その他
4 ニーズに基づく支援の視点			<p>(相談員) 本人の金銭的な訴えは対応していない事情があるため、計画(サービス)としてはあえて触れていない。本人の生活全体のニーズ、本当のニーズを探りながら対応するように心がけている。</p> <p>(主任・基幹職員) 本人が前向きに取り組んでいることを視点を入れることで、本人の主体性が出てきている。本人の意欲を引き出した流れがあり、マイナスの局面を上手くプラス面へつなげていくことが理解できた。 本人ニーズである金銭関係は、ニーズとして捉えて文書化しないことは、支援として理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 書面の中に視点が記載され意識されている <input checked="" type="checkbox"/> 記載されていないが理由があり、視点は意識されている <input type="checkbox"/> 今回の話し合いの中で視点が意識されているが書面に記載されていない <input type="checkbox"/> 振り返ることで視点の意識化を共有できた <input type="checkbox"/> その他
5 中立・公平性の視点			<p>(相談員) 複数の機関が関係しており、偏りはない。本人が否定的にとらえがちなためサービスの利用状況等は、得た情報を記載しないようあえてしている。 本人の体調に応じて、必要な医療機関が変化していくことが予想されるため、今後も本人の状況をみながら、必要な対応をしていくことになる。</p> <p>(主任・基幹職員) 全般的に今のペースと対応で良いかと思う。精神障がいのある方の場合、聞き取りでもマイナス的な評価になてしまうことが多い。区に提出される書類であることはわかっているので、モニタリングの結果を赤裸々に書かれることを嫌がることもある。そのため、書き方にも配慮が必要になる。聞き取った内容そのまま書けないことも多いと思うが、本人への配慮がされていることが十分に理解できた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 書面の中に視点が記載され意識されている <input checked="" type="checkbox"/> 記載されていないが理由があり、視点は意識されている <input type="checkbox"/> 今回の話し合いの中で視点が意識されているが書面に記載されていない <input type="checkbox"/> 振り返ることで視点の意識化を共有できた <input type="checkbox"/> その他
6 生活の質の向上の視点			<p>(相談員) 本人はいらないという支援もあるが、今後の生活の向上を見据えて、あえて載せているものもある。 本人のニーズを確認しながら今後もすすめていきたい。</p> <p>(主任・基幹職員) 相談員が御用聞きの役割になるのではなく、利用者が自らできるようになることに視点において作成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 書面の中に視点が記載され意識されている <input type="checkbox"/> 記載されていないが理由があり、視点は意識されている <input type="checkbox"/> 今回の話し合いの中で視点が意識されているが書面に記載されていない <input type="checkbox"/> 振り返ることで視点の意識化を共有できた <input type="checkbox"/> その他
<p>【実施後の感想】</p> <p>準備やSVが負担にならない形がいい！</p> <p>誰がやるか？いつやるか？</p> <p>相談支援専門員が困っていることにフォーカスできる内容が書けるところもあるといいかとも</p> <p>計画相談支援を受けている人(本人)の感想や意見が拾えるとよいかも？</p> <p>受け取ってみたい！と思われるような周知の仕方が必要！</p> <p>どんな内容が書かれているのが良いのか？</p> <p>計画相談支援はやりがいのある仕事！仲間を増やしたい！</p> <p>【より良い支援を行うために】</p>				

令和7年 6月 6日

令和7年度 足立区地域自立支援協議会 相談支援部会活動計画（案）

＜部会の目的＞

障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。

＜今期及び今年度の重点課題＞

- 1 相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。
- 2 相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。
- 3 相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。

＜今後の予定＞

第1回 令和7年6月11日(水) 14時から16時

相談支援従事者の資質向上の取り組みについて

重層的な相談支援体制について

その他情報共有

第2回 令和7年10月予定

相談支援従事者の資質向上の取り組みについて

重層的な相談支援体制について

その他情報共有

第3回 令和8年1月予定

今年度のまとめ（成果物の確認と取り扱い）

次年度の協議内容検討

その他情報共有

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について

1 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について

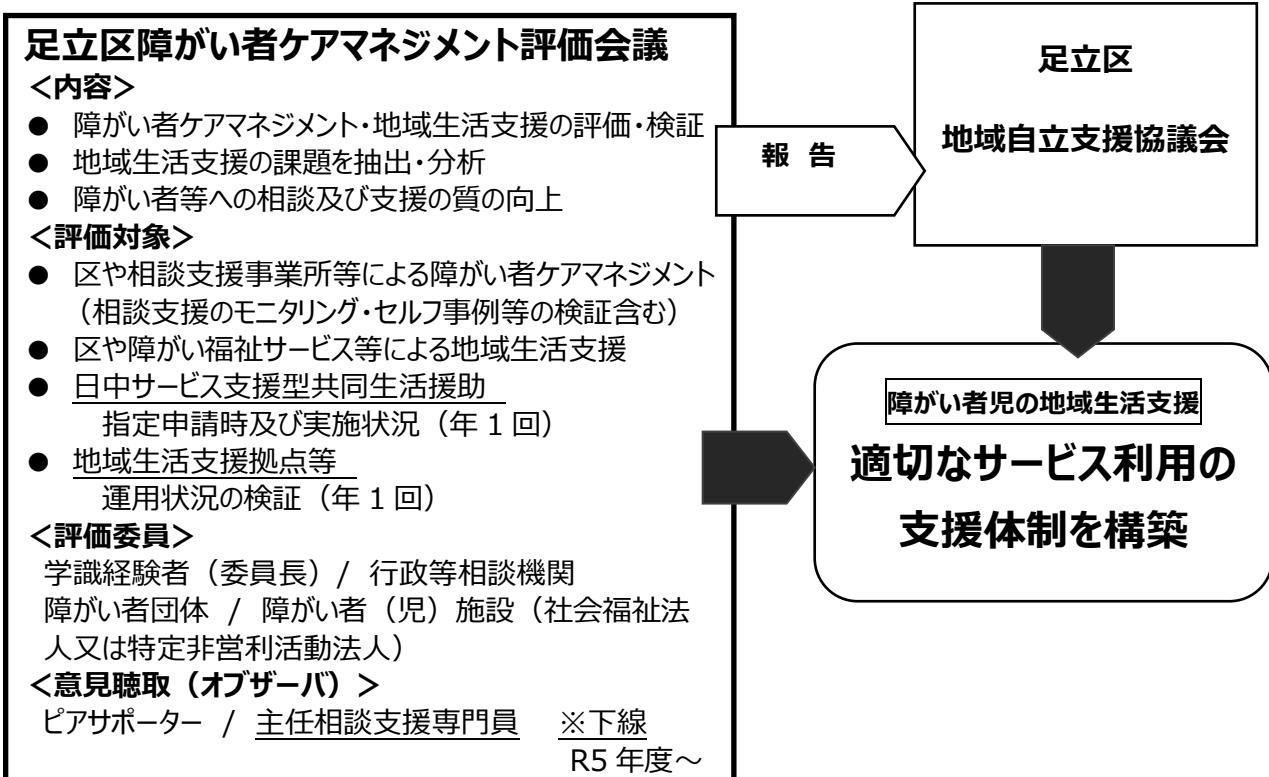
足立区障がい者ケアマネジメント評価会議（以下「評価会議」）は、**障がい者児の適切なサービスの利用を支援する体制を構築すること**を目的としています。足立区では、平成15・16年度に「東京都支援費制度利用援助モデル事業」の指定を受け、その一環として評価会議を行い、平成17年度に区の事業として評価会議を試行し、平成18年度から本格実施しています。

2 令和7年度の実施計画（案）

令和5年度からは、評価会議の対象や方法について、足立区の相談体制や地域資源の現状に即し、次の通り整えて実施しています。

- ・ 「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の事業を評価対象に追加
- ・ 主任相談支援専門員からの意見聴取の仕組みを追加

なお、国の基準や指針において、「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の評価は、自立支援協議会等で行うものとされているため、足立区では、「評価会議」を自立支援協議会に準ずるものとして位置づけています。



【令和7年度予定】

第1回 地域生活支援拠点等の検証	8月1日（金）13：30～
第2回 相談支援	9月25日（木）13：30～
第3回 日中サービス支援型共同生活援助の報告	12月3日（水）13：30～
第4回 相談支援	1月30日（金）13：30～

3 内容について

(1) 地域生活支援拠点等の検証

国の第7期障害福祉計画に係る基本指針において、「地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされています。

足立区においては、拠点等の5つの機能を担う拠点担当者会議を年4回程度開催し、支援状況を共有し課題を把握しています。評価会議においては、拠点担当者会議で明らかになった状況・課題を検証し、「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」(R4年3月)等を参考に必要な機能および運営の8つの評価軸に沿って、評価を実施していきます。

評価軸

必要な機能 :

- (a) 【要支援者の事前把握及び体制】 (b) 【相談機能】 (c) 【緊急時の受け入れ・対応】
(d) 【地域移行のニーズ把握】 (e) 【体験の機会・場の確保】 (f) 【専門的人材の確保・養成】

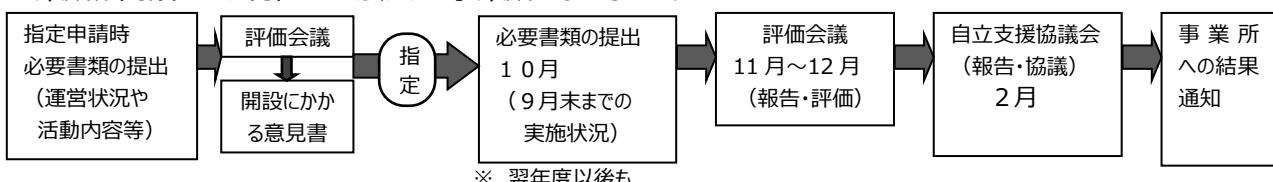
運営 :

- (g) 【地域の体制づくり】 (h) 【地域生活支援拠点等の運営状況】

(2) 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されました。本事業は、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。また、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、事業指定の申請時及び定期的に年1回以上、自立支援協議会等から評価を受け、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされています。

足立区では、評価会議を自立支援協議会に準ずるものとして「報告・評価を行う協議会等」に位置付け、事業指定時の評価を行うとともに、「日中サービス支援型共同生活援助事業実施状況等報告書・評価シート」(足立区様式)にて実施状況の評価を年1回行っています。令和4年9月にはじめて1事業所が開設され、現在は2法人2事業所となっています。



(3) 相談支援のモニタリング・セルフ事例等の検証

計画相談支援等は障がい福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定する極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業です。その質の維持・向上と地域の相談支援体制の充実・強化に向けて相談支援のモニタリング検証を行います。

検証は、支援者支援の視点を大切に取り組みます。また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点については、「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」(令和2年3月)等を参考に、区内の主任相談支援専門員と打合せをしながら進めています。

足立区においては、相談支援専門員の不足等の状況により、計画相談が十分いきわたっていないため、セルフ事例についての取り組みも考えています。